



令和元年 10 月 28 日

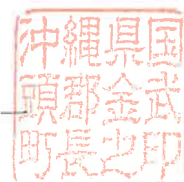
資料 1

金 総 第 1131 号

令和元年 10 月 28 日

金武町複合庁舎（仮称）用地選定委員会  
委 員 長 池 原 均 殿

金武町長 仲間 一



金武町複合庁舎（仮称）の用地の選定に関する調査について（諮問）

みだしのことについて、下記の事項を諮問いたします。

記

諮問内容

・金武町複合庁舎（仮称）の用地の選定について

金武町では、狭隘で、かつ分散している役場庁舎を集約すること等による住民サービスの向上等を目的として、令和 5 年度中の供用開始を目指し、金武町複合庁舎（仮称）を整備する予定である。

当該施設の建設に向けた用地の選定を円滑に進めるため上記事項に関する調査をお願いしたい。

# 複合庁舎の基本的な考え方について

## 【複合庁舎とは】

公用物としての機能（例：役場庁舎）のみを有する従来の庁舎と比べ、様々な公共用物としての機能を併せもつ、多機能型の庁舎を一般的に指す。併設する機能については、地域のニーズに基づき多様なものが考えられる（例：公園、福祉センター、公設公営のこども園・道の駅・直売所等）。

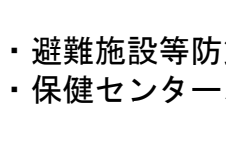
## 【複合庁舎の事例】

### □沖縄県南城市



- ・ 1階にカフェ&レストラン「なんじい」r.」がある。
- ・ 避難施設等防災拠点施設としても機能。
- ・ 保健センター、社会福祉協議会、JAおきなわの支店も設置。

### □沖縄県豊見城市



- ・ 避難施設等防災拠点施設としても機能。
- ・ 保健センター、売店、ハローワーク、市民交流イベントスペースも設置。

### □北海道北広島市



- ・ 保健センター、子育て支援センター、地域交流施設及び防災拠点施設として機能。
- ・ 地元企業に賃料無料で場所を貸与したカフェスペースあり。展望スペースは学生が自学自習に活用。

### □岩手県紫波町



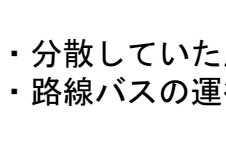
- ・ 公民連携による再開発計画「オガール・プロジェクト」の一環として整備。
  - ・ ホテル、体育館、図書館、カフェ、産直マルシェ等を一定地域内に統一コンセプトで整備。
- ・ 議場は平坦な造り（議長席周辺は移動できる段）になっており、議会期間外での活用も想定。

### □岩手県遠野市



- ・ 経営不振を理由に撤退を表明した大型商業施設を活用し、買い物と住民サービスを同時に提供する「とぴあ館」との2棟建。
- ・ 高校生の意見により自学スペースを設置。

### □岩手県釜石市



- ・ 分散していた庁舎を高台に集約する方向で検討中。
- ・ 路線バスの運行ルートに庁舎前を組み込めるようバス会社と協議中。

## 【金武町複合庁舎（仮称）に望まれている機能の例】

- 防災機能：災害対応の指揮命令機能、物資等の備蓄機能、避難所機能、防災教育機能 等
- 地域交流機能：福祉機能、子育て支援機能、イベント開催機能、自学自習機能、コワーキング機能、買い物機能 等

⇒ 広い用地が必要

金武町役場庁舎必要面積試算表

| N0 | 区分      | 職員数                        | 換算率   | 換算職員数 | 基準面積 | 標準面積    |
|----|---------|----------------------------|-------|-------|------|---------|
| ①  | 事務室     |                            |       |       |      |         |
|    | 特別職・三役  | 3人                         | 12.0人 | 36.0人 | 4.5㎡ | 162㎡    |
|    | 課長級     | 15人                        | 2.5人  | 37.5人 |      | 169㎡    |
|    | 課長補佐    | 14人                        | 1.8人  | 25.2人 |      | 113㎡    |
|    | 係長級     | 30人                        | 1.8人  | 54.0人 |      | 243㎡    |
|    | 一般職員    | 71人                        | 1.0人  | 71.0人 |      | 320㎡    |
|    | 臨時職員等   | 90人                        | 1.0人  | 90.0人 |      | 405㎡    |
|    | 小計（職員数） | 223人                       |       | 314人  |      | 1,412㎡  |
| ②  | 倉庫      | 事務面積×13%                   |       |       |      | 184㎡    |
| ③  | 会議室等    | 職員数×7㎡                     |       |       |      | 1,561㎡  |
| ④  | 玄関      | 各室面積（事務室＋倉庫＋会議室等）×40%      |       |       |      | 1,262㎡  |
| ⑤  | 議会関係諸室  | 議員定数（16人）×35㎡              |       |       |      | 560㎡    |
| ⑥  | 車庫等     | （資料5参照）                    |       |       |      | 21,375㎡ |
| ⑦  | 機械室     | 新営一般庁舎面積算定基準参照。有効面積①～⑤の合計。 |       |       |      | 831㎡    |
| ⑧  | 電気室     |                            |       |       |      | 184㎡    |
| ⑨  | 自家発電室   |                            |       |       |      | 29㎡     |
| 合計 |         |                            |       |       |      | 27,369㎡ |

## 参考

| N0 | 項目   | 内容                    | 面積                  |
|----|------|-----------------------|---------------------|
| ①  | 各室面積 | 玄関面積算定の根拠。①～③の合計      | 3,156m <sup>2</sup> |
| ②  | 有効面積 | 機械室、電気室面積算出の根拠。①～⑤の合計 | 4,979m <sup>2</sup> |

①～⑤については、平成22年度地方債同意等基準運用要綱の庁舎建設費の標準的な事業費を基に算出。

⑥については、資料5のとおり算出。

⑦、⑧については、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を基に算出。

## 金武町役場庁舎駐車場必要面積想定

| NO | 項目          | 必要面積(m <sup>2</sup> ) | 備考                 |
|----|-------------|-----------------------|--------------------|
| 1  | 住民利用駐車場必要面積 | 13,500                | 庁舎に隣接させて整備する必要がある。 |
| 2  | 職員利用駐車場必要面積 | 7,875                 | 庁舎に隣接させなくても可。      |
|    | 合計必要面積      | 21,375                |                    |

## 住民利用駐車場

| NO | 項目        | 必要台数 | 1台当たり<br>必要面積(m <sup>2</sup> ) | 必要面積(m <sup>2</sup> ) |
|----|-----------|------|--------------------------------|-----------------------|
| 1  | 確定申告      | 250  | 25                             | 6,250                 |
| 2  | 住民健診      | 140  | 25                             | 3,500                 |
| 3  | 就学時前検診    | 150  | 25                             | 3,750                 |
|    | 住民利用駐車場合計 | 540  |                                | 13,500                |

## 職員利用駐車場

| NO | 項目            | 必要台数 | 1台当たり<br>必要面積(m <sup>2</sup> ) | 必要面積(m <sup>2</sup> ) |
|----|---------------|------|--------------------------------|-----------------------|
| 1  | 公用車(普通車両)     | 68   | 25                             | 1,700                 |
| 2  | 公用車(大型・マイクロ等) | 3    | 50                             | 150                   |
| 3  | 議員駐車場         | 16   | 25                             | 400                   |
| 4  | 職員自家用車        | 225  | 25                             | 5,625                 |
|    | 職員利用駐車場合計     |      |                                | 7,875                 |

## 駐車場面積

駐車場の面積は「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」(総務省)を参考に、自動車(本庁において直接使用する自動車に限る。)1台につき25m<sup>2</sup>(地下車庫にあっては50m<sup>2</sup>)として算出する。

令和元年 10 月 28 日

## 事務局による各区等ヒアリング・意見交換の実施に向けた調整状況について

### 【目的】

- 金武町複合庁舎（仮称）の整備に向けた各種議論の内容等を町民に広く周知し、複合庁舎の整備に向けた町全体の意識を醸成するとともに、広く町民から整備に関する見解を聴取することにより、金武町複合庁舎（仮称）に町民のニーズ等を可能な限り反映させ、もって長期にわたって町民に愛され、親しまれる複合庁舎の整備を目指す。

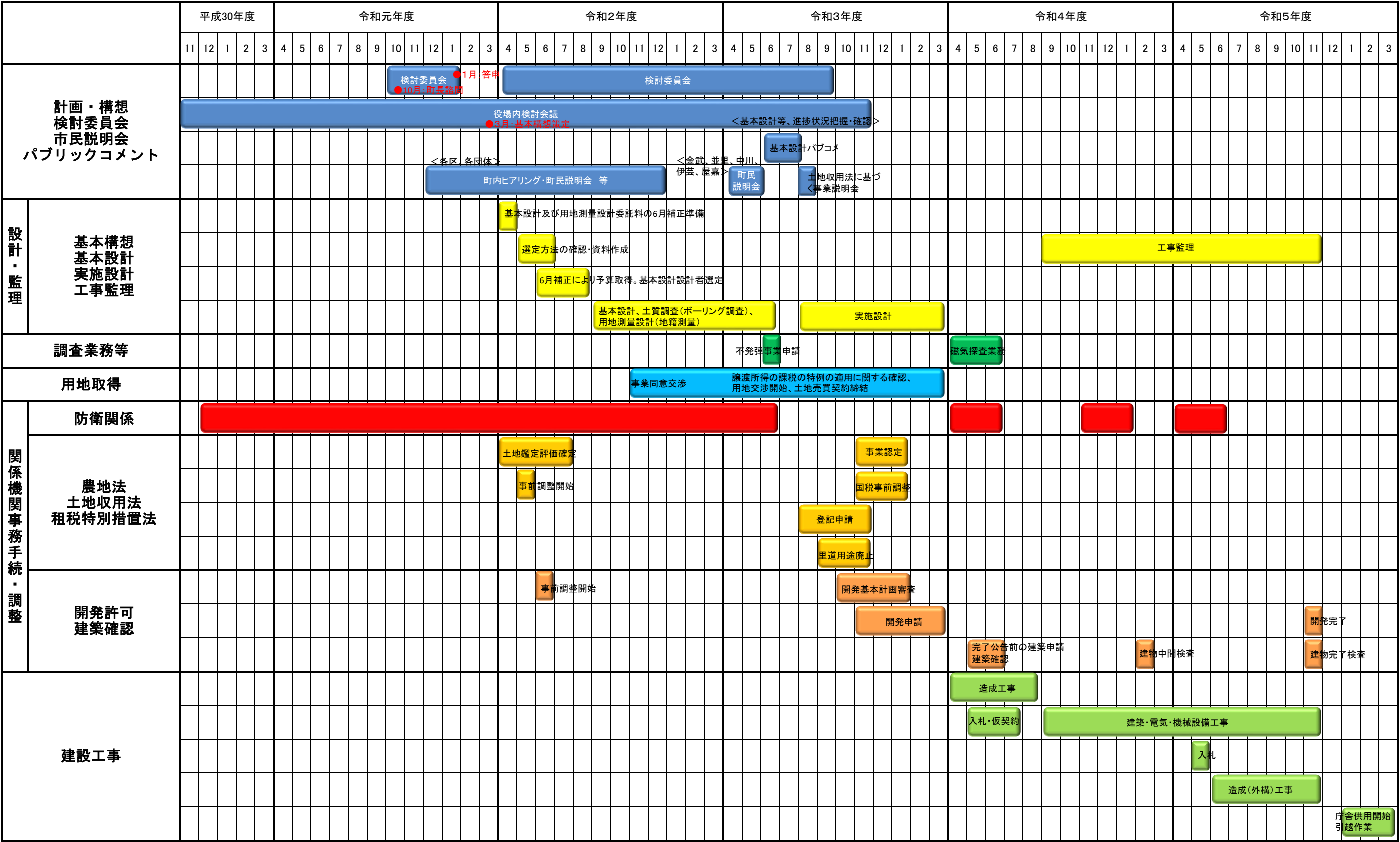
### 【調整状況】

- 次回区長会（11 月 6 日（水））において、各区長に対し、町民（区民）からのヒアリングや意見交換の望ましい手法や体制等について相談予定。
- 区長会への相談結果を踏まえ、委員長と事務局にて日程や体制等調整。
- その他各種団体からのヒアリングや意見交換については、各区のヒアリングの様子等を踏まえ検討。

### 【スケジュール（想定）】

- 年内のヒアリング・意見交換の開始を目指す。

金武町複合庁舎(仮称)整備スケジュール



金武町複合庁舎（仮称）用地検討委員会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 16 日

金武町長 仲間 一

## 金武町規則第 14 号

### 金武町複合庁舎（仮称）用地検討委員会の組織及び運営に関する規則

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、庁舎建設に向けた用地の選定を円滑に進めるために、金武町複合庁舎（仮称）用地検討委員会（以下「用地委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （所掌事務）

第 2 条 用地委員会は、町長の諮問に応じ、金武町複合庁舎（仮称）（以下「複合庁舎」という。）の整備に関し、次に掲げる調査及び審議を行うものとする。

- （1）複合庁舎の用地選定に関すること。
- （2）その他必要な事項

#### （組織）

第 3 条 用地委員会は、15 名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）副町長
- （2）教育長
- （3）知識経験者
- （4）金武町議会議員のうちから議会が指名する者
- （5）各区々長の代表
- （6）その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （委員長及び副委員長）

第 5 条 用地委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長、副委員長は教育長をも

って充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 用地委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 用地委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 用地委員会の庶務は、総務課において処理する。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の支給は、金武町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年金武村条例第40号）別表第1中「その他の委員」の項を適用し、知識経験者については、予算編成方針謝礼金基準表の官公庁の管理職、専門職等、その他の職種を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。